

通告から協力へ

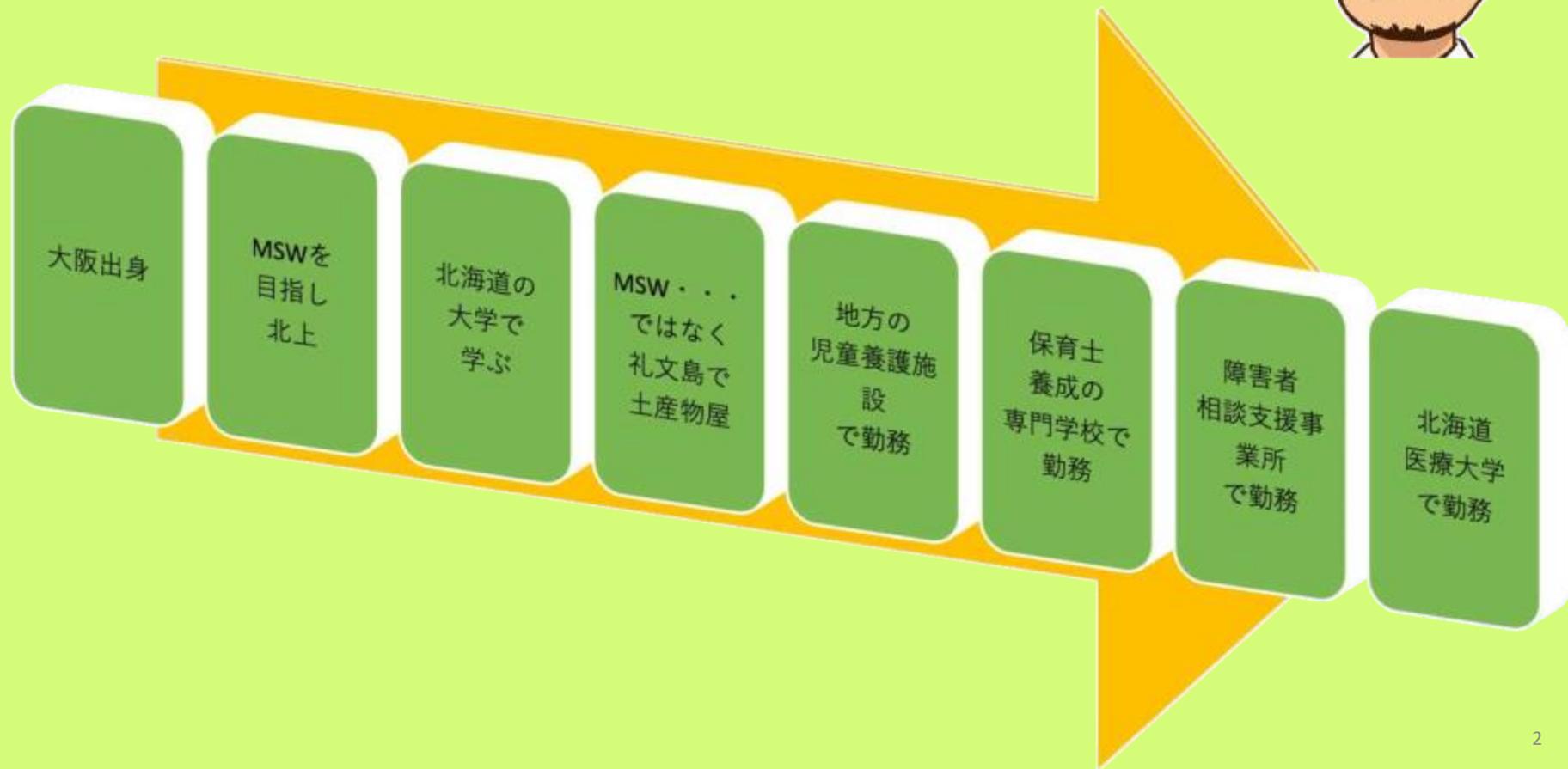
：児童虐待**防止**のために

北海道医療大学
福祉マネジメント学科
片山 寛信



親子のためのLINE相談

自己紹介 片山 寛信



11月は、オレンジリボン・
児童虐待防止推進キャンペーン

オレンジリボン運動の起源

- 2004年, 栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の可愛らしい兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け, 息も絶え絶えの状態で, 橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに, 全国でオレンジリボン運動が始まりました。

<https://www.orangeribbon.jp/about/orange/genesis.php>

ついカッとなって
こどもに強く
あたってしまう...



自分でなんとかしなきゃ...

もっとひどいことも
してしまいたい...

強い言葉で言われると悪いし落ち込む...

子育てや親子関係の
不安や悩みイライラに、
いっしょに向き合います。

きょうだいと
比較されるのが
つらい...



気軽に話せる人もいないし...

衝動的に
きつい言葉が出てしまう...
後からものすごく後悔...

ホントはもっとやさしくしたいのに...

どう接したらいいかわからない...



親子のための 相談LINE



専門の相談員が
対応してくれるから
安心です



匿名可能

秘密厳守

参加方法



子どもの虐待防止
のための取組



しつけ? 体罰?
これってどっち??



こどもを守る、
社会をめざして。

こどもを守る、
社会をめざして。
こども家庭庁

特設サイトでCHECK

こども虐待防止

逆恨みされると
イヤだしな...

他人の家の
ことだしな...

あれって
虐待かな...

あんまり方
しなくていいのに...

でも、
間違っても
しれないし...

しつけにしては
厳しすぎるような...



どうしたらいいか
わからないし...

あの子、大丈夫かな...

こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。

情報提供や相談を!! / いちはやく

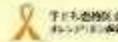
まずは連絡 189

匿名可能

通話無料

秘密厳守

「児童相談所 虐待対応ダイヤル」お住まいの地域の児童相談所につながります



子どもの虐待防止
のための取組



しつけ? 体罰?
これってどっち??



こどもを守る、
社会をめざして。

こどもを守る、
社会をめざして。
こども家庭庁

特設サイトでCHECK

こども虐待防止

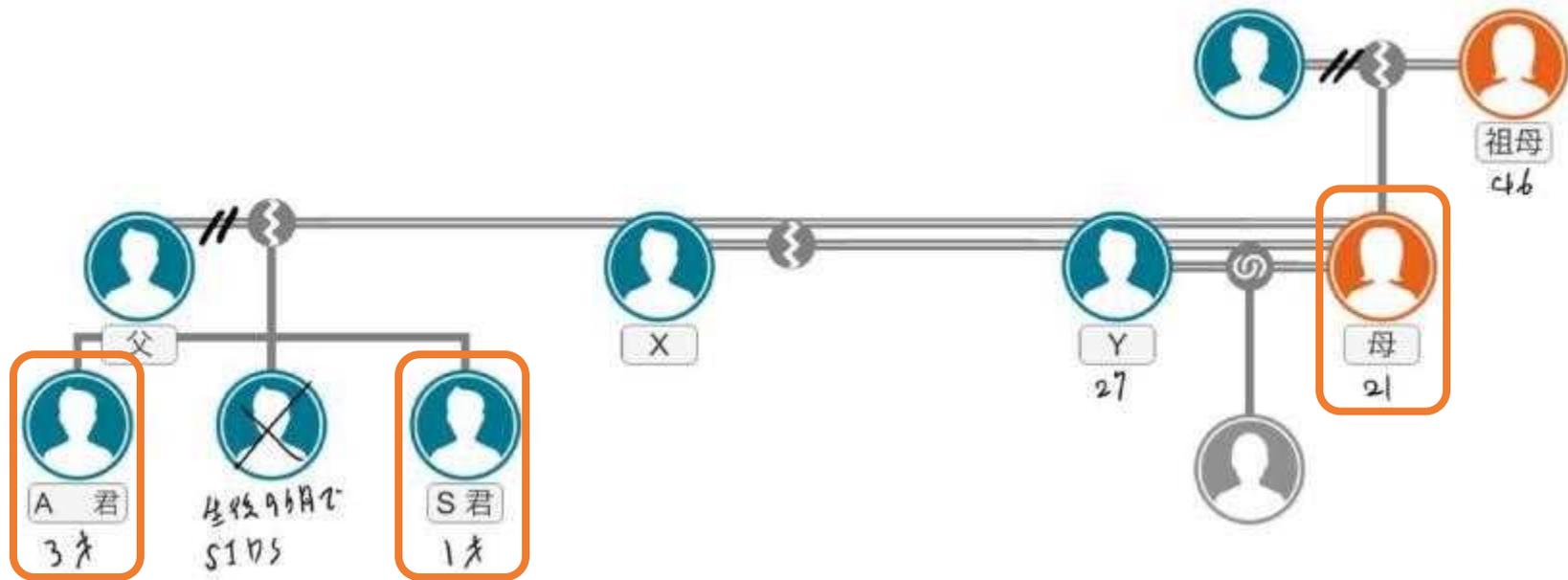
事例@兒童虐待



事例

*生々しい表現もあります。

ご気分が優れなくなった場合は、
ご遠慮なくご退室ください。





兒童虐待 重大事例

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】

引用：こども家庭庁2023

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例68例（74人）を対象とした。

区分	第19次報告			(参考) 第18次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	50 (21)	18 (0)	68 (21)	47 (15)	19 (0)	66 (15)
人数	50 (21)	24 (0)	74 (21)	49 (15)	28 (0)	77 (15)

※1 () 内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

1年は52週～53週

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和3年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例15例（15人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第18次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年8月)	第14次報告 (平成30年8月)	第15次報告 (令和元年8月)	第16次報告 (令和2年8月)	第17次報告 (令和3年8月)	第18次報告 (令和4年8月)
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)	H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)	H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)	H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)	H29.4.1～ H30.3.31 (1年間)	H30.4.1～ H31.3.31 (1年間)	H31.4.1～ F2.3.31 (1年間)	R2.4.1～ R3.3.31 (1年間)
例数	24	48	51	70	100	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
人数	25	50	58	77	106	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
心中以外	24	48	51	70	100	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
心中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	24	48	51	70	100	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107

2. 死亡事例（74人）の分析

（1）心中以外の虐待死（50例50人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡したこどもの年齢 「0歳」……………24人（48.0%）
0歳のうち「月齢0か月児」…6人（25.0%） 3歳未満…31人（62.0%）
- 主な虐待の種類 「身体的虐待」……………21人（42.0%）
「ネグレクト」……………14人（28.0%）
- 直接の死因 「頭部外傷」……………11人（有効割合28.9%※1）
「頸部絞扼以外による窒息」……………6人（有効割合15.8%）
- 主たる加害者 「実母」……………20人（40.0%）
「実父」…6人（12.0%） 「実母と実父」…3人（6.0%）
- 加害の動機 「しつけのつもり」……………2人（4.0%）
「その他」…13人（26.0%）
- 妊娠期・周産期における問題（複数回答） 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」……………16人（32.0%）
「医療機関から連絡」……………16人（32.0%）
「妊婦健康診査未受診」……………14人（28.0%）
「低体重（2,500g未満）」……………14人（28.0%）
「3～4か月児健康診査」の未受診者……………5人（有効割合18.5%）
「1歳6か月児健康診査」の未受診者…2人（有効割合13.3%）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（複数回答） 「育児不安」……………17人（34.7%）
「養育能力の低さ※2」……………17人（34.7%）
「精神障害（医師の診断によるもの）」……………8人（16.3%）
- 関係機関の関与 「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方
関与あり」……………11人（22.0%）
「その他の関係機関（保健センター等）を含めた
関与あり」……………39人（78.0%）
「児童相談所のみ関与あり」…5人（10.0%）
「市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与あり」…8人（16.0%）
0か月児事例6人のうち「関係機関の関与なし」…5人
- 要保護児童対策地域協議会 「検討対象とされていた事例」……………15人（30.6%）

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※2 「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

死亡事例の特徴

- 児童虐待死で最も多い年齢が、『0歳児』。
うち『0ヶ月』が25%。
- 「加害者」として「実母」が多くなっているのは、
「予期せぬ妊娠」を始めとして、女性側に妊娠・子育ての
比重が偏っていることも推察される。
- 相談のしづらさや、知識の不足も考えられる。

2019年の「死亡事例」から・・・

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/jyakunenjyosei/link.html>

- 札幌市では、新たな支援制度の実施に向けて検討。
- 令和2年度に実施した「札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査」では、学校、家庭、職場、結婚、交際相手等に関連して、嫌な体験をした多くの女性がどこにも相談できていなかった。
- また、相談相手として、公的な相談機関が選ばれることが少なく、認知度も極めて低いという状況にあることがわかった。

おとうさんや、おかあさんに



いたい

おもいをさせられる



いやな

おもいをさせられる



かなしい

おもいをさせられる

そんなときは

そうだんしてみよう。

LINE(ライン)からそうだん

親子のための
相談LINE



でんわでそうだん

いちはやく

189

189そうだんセンター
24時間受付

* そうだんは、むりょうでできます *

ひみつをまもり、
あなたのあんぜんをいちばんにかんがえます。
あんしんしてそうだんしてください。

こどもを守る、
社会をめざして。

こどもみんなの
こども家庭庁

こども虐待とは何か



身体的虐待

- 叩く, 殴る, 蹴る, 投げ落とすなどの暴力
- タバコの火などを押し付ける
- 逆さづりにする
- 戸外にしめ出す
- 拘束する



東京OSEKKAI化計画 WEBサイト 参照
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/about/>

心理的虐待

- 無視, 拒否的な態度
- 罵声を浴びせる
- 言葉によるおどし, 脅迫
- 兄弟間での極端な差別扱い
- 配偶者への暴力(面前DV)



など

東京OSEKKAI化計画 WEBサイト 参照
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/about/>

性的虐待

- こどもへの性交, 性的暴行
- 性器や性交を見せる
- 性器を触らせる, 触る
- ポルノグラフィーの被写体などにする



など

東京OSEKKAI化計画 WEBサイト 参照
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/about/>

ネグレクト

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- ひどく不潔にする
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 学校等に登校させない

東京OSEKKAI化計画 WEBサイト 参照
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/about/>

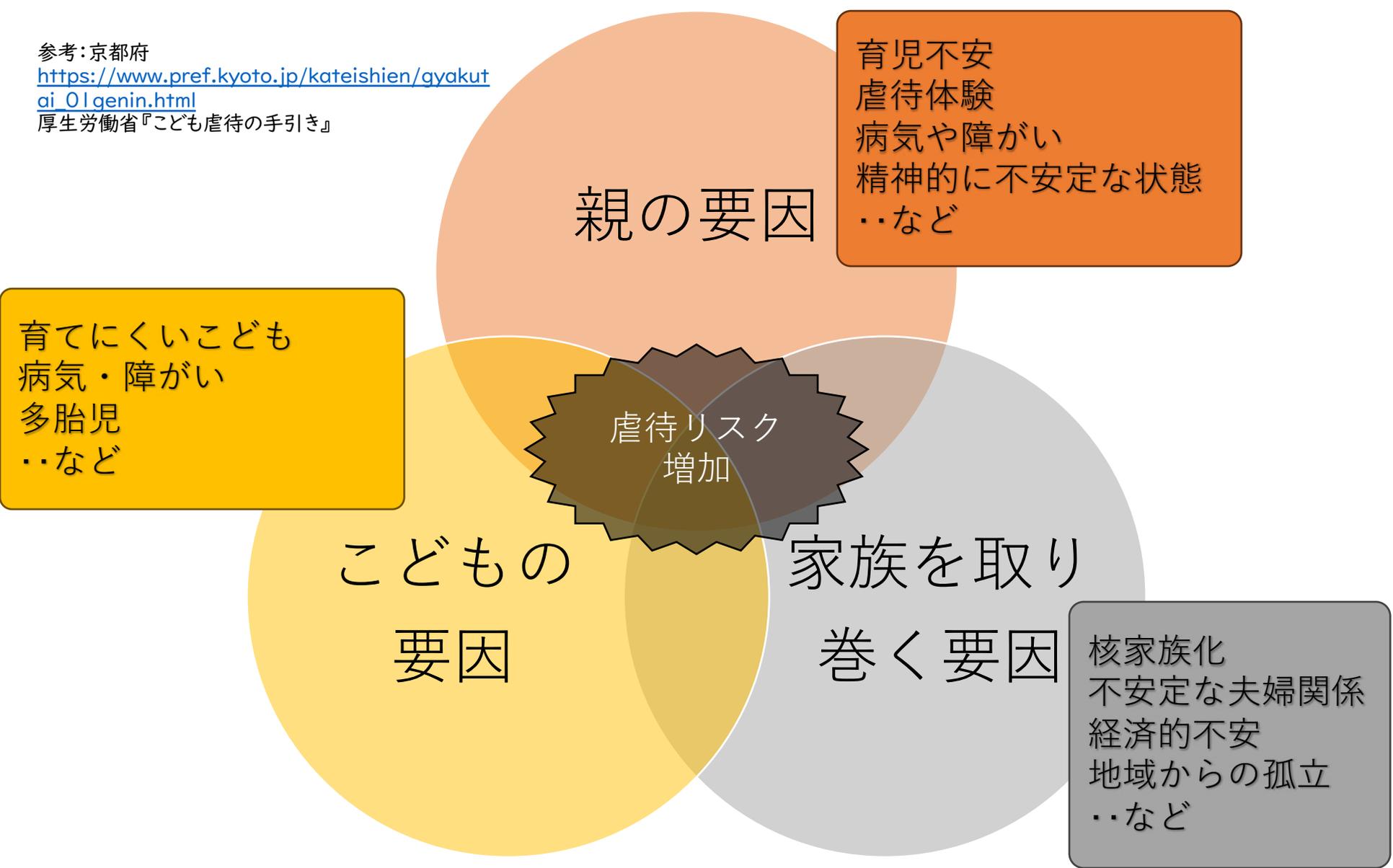


など

参考: 京都府

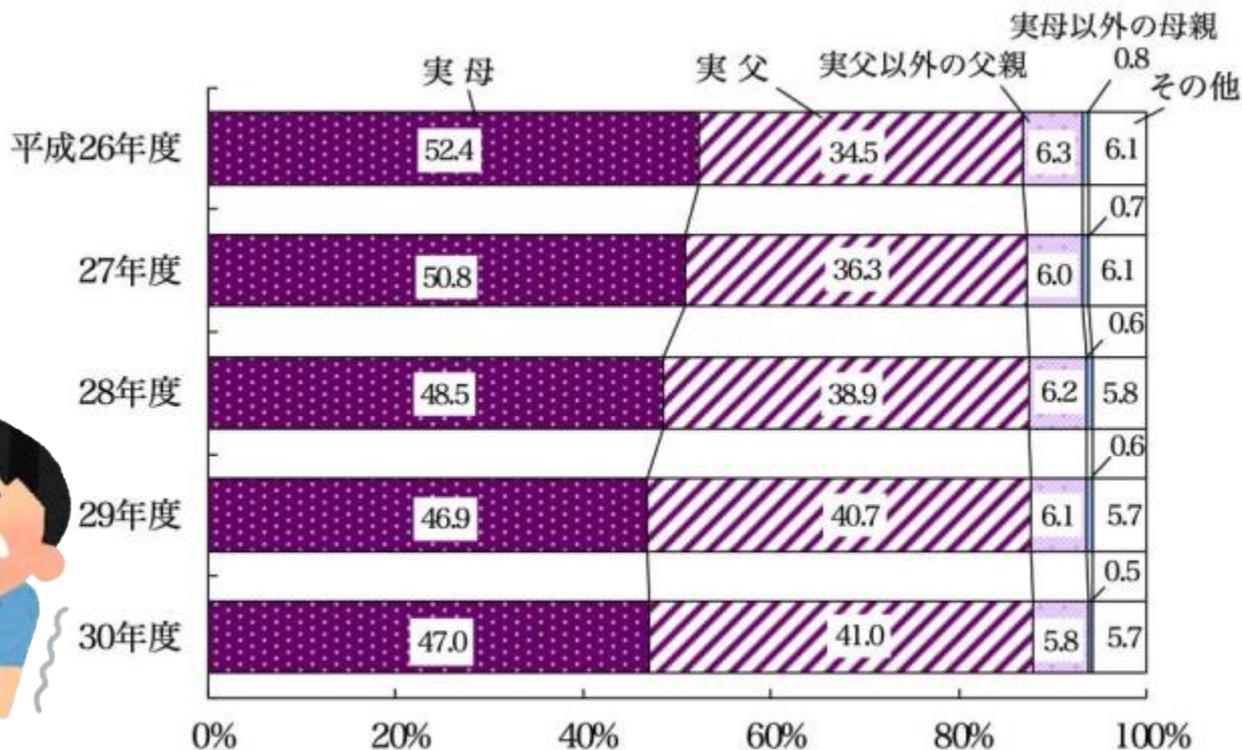
https://www.pref.kyoto.jp/kateishien/gyakutai_01genin.html

厚生労働省『子ども虐待の手引き』



児童虐待の現状

- 実母からの虐待が最も多いが、実父からの虐待も年々増加してきている。



こども虐待とは



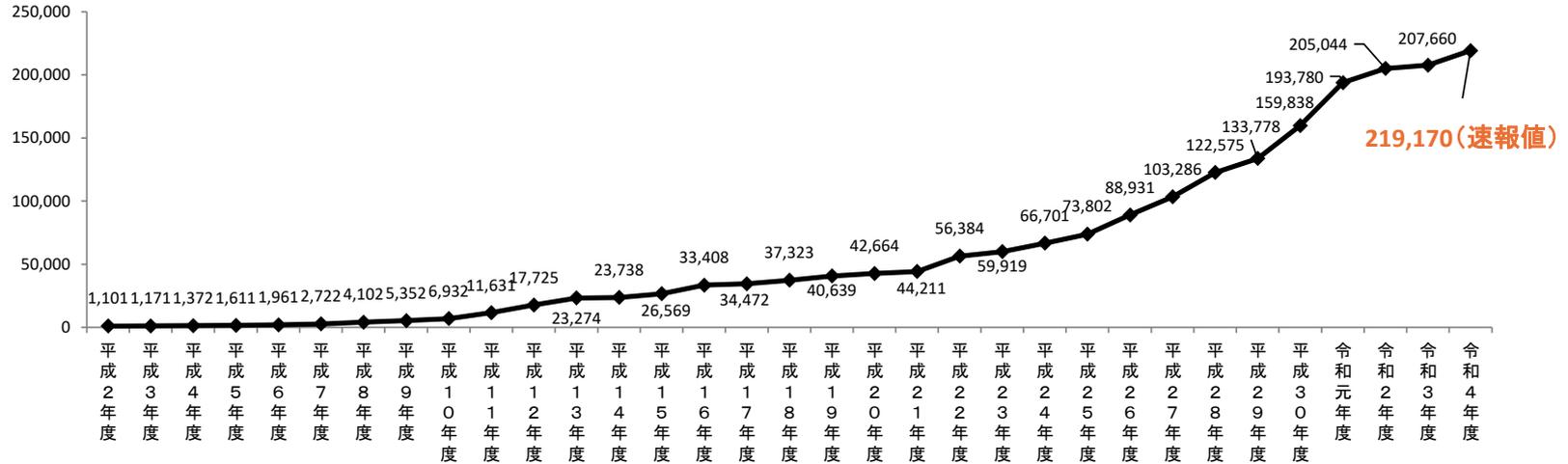
通告から協力へ

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は
219,170件(速報値)で、過去最多。

- ※ 対前年度比+5.5%(11,510件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))
- ※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- ・ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:129,484件(+4,760件))
 - ・ 警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,965(+9,861件))
- 〈令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉
- ・ 関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(速報値)
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

引用：こども家庭庁2023

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
平成23年度	21,942	(36.6%)	18,847	(31.5%)	1,460	(2.4%)	17,670	(29.5%)	59,919	(100.0%)
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	51,679	(23.6%)	35,556	(16.2%)	2,451	(1.1%)	129,484	(59.1%)	219,170	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

令和3年度 児童虐待相談対応の内訳

児童虐待を理由に一時保護されたが、解除された数

児童虐待を理由に施設等に入所した数

相談対応件数 207,660件※1

一時保護 27,310件※2

施設入所等 4,421件※3、4

相談対応件数の約2.1%

内訳

児童養護施設 2,360件				乳児院 685件				里親委託等 617件				その他施設 759件			
21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度
2,456件	2,580件	2,697件	2,597件	643件	728件	713件	747件	312件	389件	439件	429件	620件	739件	650件	723件
25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2,571件	2,685件	2,536件	2,651件	715件	785件	753件	773件	390件	537件	464件	568件	789件	778件	817件	853件
29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
2,396件	2,441件	2,595件	2,274件	800件	736件	850件	663件	593件	651件	735件	656件	790件	813件	849件	755件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和3年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和3年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和3年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,110件

【出典：福祉行政報告例】



地域に戻ってきている

通告がゴールではない

児童相談所に通告 ≠ 解決

- 児童相談所に通告をしたから、あとは全て児童相談所が対応してくれるということではない。
- 児童相談所の機能を知り、地域と児童相談所との連携することが大切。
- その時には、地域として何ができるのか？何に困っているのか？児童相談所にどのような協力をしてもらいたいのか？お互い見通しを立てることが大切。
- 要保護児童対策地域協議会（要対協）を活用していく。

こどもを主語とする

- 安定した家庭で暮らすことは、こどもの権利。(人権)
『家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである』(子どもの権利条約 前文)
- 地域から分離してそれを『解決』とするのであれば、それはこどもを地域から『排除』していることである。
- こどもが安心・安全な家庭環境で暮らすことができるよう、こどもを権利の主体として捉える。
- これまでの社会的養護(社会全体でこどもを護る)から、社会的養育(社会全体でこどもを育む)へ転換。

A red arrow shape, composed of several interlocking puzzle pieces, is centered on a blue, textured background. The arrow points upwards and to the right. The text "児童虐待のその後" is overlaid on the arrow.

児童虐待のその後

児童虐待のその後

- 報道では、「**児童相談所に保護されました**」で終わることが多いですが、こどもや虐待家庭にとって、児童相談所での保護は**終わりではなく、始まり**です。
- 在宅での支援や指導の継続だけではなく、実親に代わってこどもを養育する、児童養護施設、里親・ファミリーホームといった、代替養育がある。

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親 専門里親 養子縁組里親 親族里親	14,401世帯	4,759世帯	6,019人		ホーム数	427か所
			11,853世帯	3,774世帯	4,621人			
			715世帯	171世帯	206人			
			5,619世帯	353世帯	384人			
			610世帯	565世帯	808人	委託児童数		1,688人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	612か所	53か所	58か所	217か所	217か所
定員	3,853人	30,782人	2,018人	3,445人	4,533世帯	1,409人
現員	2,472人	23,631人	1,321人	1,145人	3,266世帯 児童5,440人	718人
職員総数	5,453人	20,001人	1,560人	1,818人	2,102人	885人

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和3年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和2年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和2年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員、現員(令和3年3月31日現在)及び職員数(令和2年3月1日現在)は家庭福祉課調べ

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2,073か所
地域小規模児童養護施設	494か所

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、**より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。**
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の**約9割が施設に入所しているのが現状。**
 - このため、児童相談所が**要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。**

改正法による対応

- **国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。**
 - ①**まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。**
 - ②**家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。**
 - ③**②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。**
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



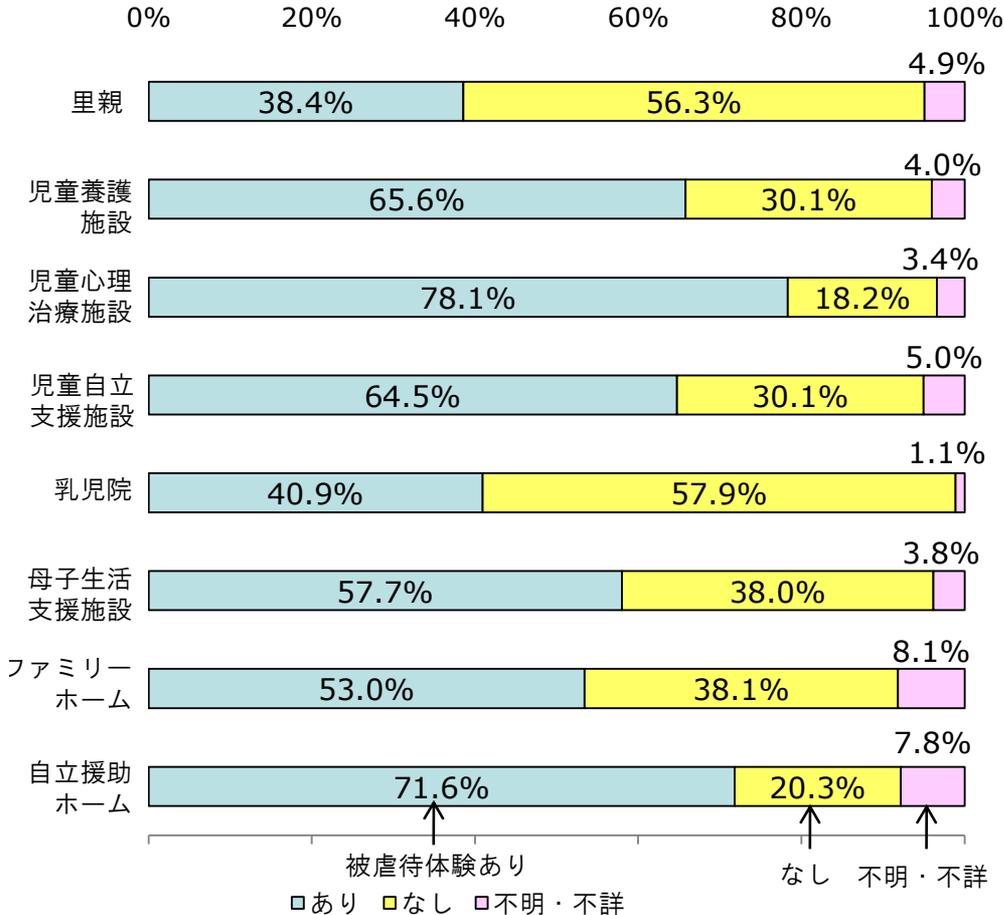
里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$ 令和4年3月末 23.5%

引用：こども家庭庁

代替養育の地域分散化
家庭と同様の養育環境
良好な家庭的環境は

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6.5割は、虐待を受けている。

措置されている子どもも被虐待体験児童が多い



児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日）



成長や年齢で治癒するものではない

- 児童虐待は、身体的な影響、知的発達面への影響、心理的な影響、人格形成への影響など、様々な面に影響を与える。(子ども虐待対応の手引き)
- 虐待による心身への影響は、画一的なものではなく、子どもの年齢や性格、虐待の態様によって異なる。
- その影響は、子どもの頃だけではなく、その後の人生にも影響を与えることになる可能性もある。

A pair of red and white striped knit gloves is holding a white ceramic mug filled with a light brown beverage, likely coffee. The text '虐待の予防' is overlaid on the coffee. The background is a light blue, textured surface.

虐待の予防

考えていただきたいこと

児童虐待対応はここ数年で...

- 児童相談所の人員配置の改善, 児童養護施設の職員配置の改善, 社会的養護自立支援事業(アフターケア)など, 大きく改革が進んできている。
- 市町村における対応も着目されつつある。しかし
- あふれる水を受け止める容器を広くしたり, 数を増やしても, 流れ出る水を止めない限り, いつまでも問題は解決しない。



ポピュレーション
アプローチ

子育て世代包括支援センター
乳児家庭全戸訪問・利用者支援事業
ファミリーサポートなど・・・

要支援・配慮家庭への
支援

市区町村子ども家庭総合支援拠点
児童家庭支援センター
(～ハイリスク)

ハイリスク家庭
への
支援

要保護児童対策地域協議会
養育支援訪問事業
子育て短期支援事業

親子分離
ハイリスク
アプローチ

児童相談所
児童養護施設・里親など



そもそもの，子育て支援の充実が重要

身近な地域での支援



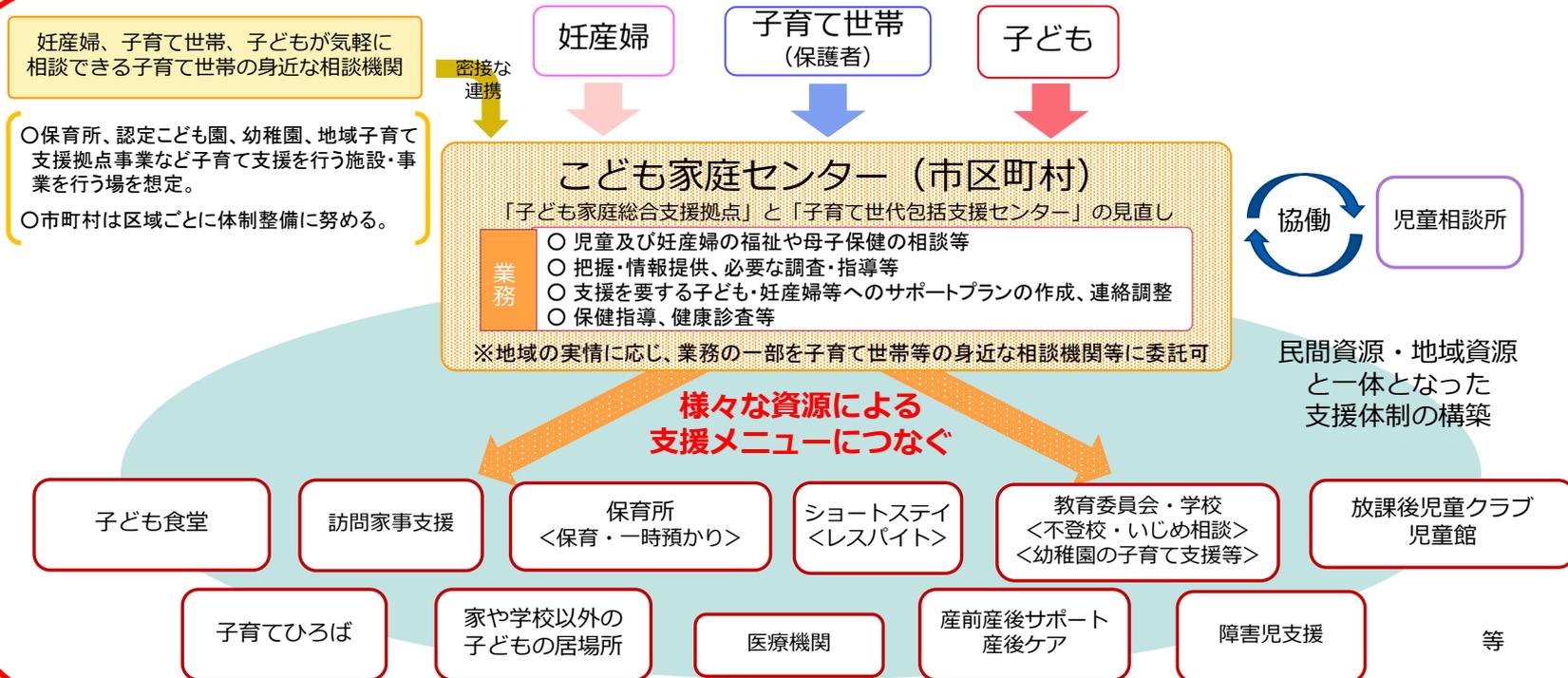
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



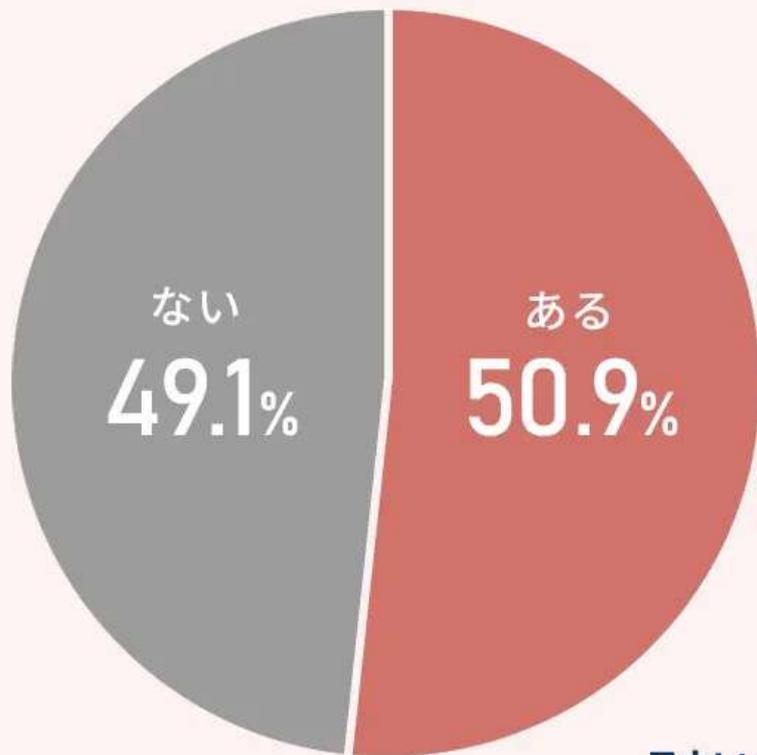


こどもの生きるに
よりそう

考えていただきたいこと

Q 子育てで悩んでしまったことはありますか？

(n=1286)



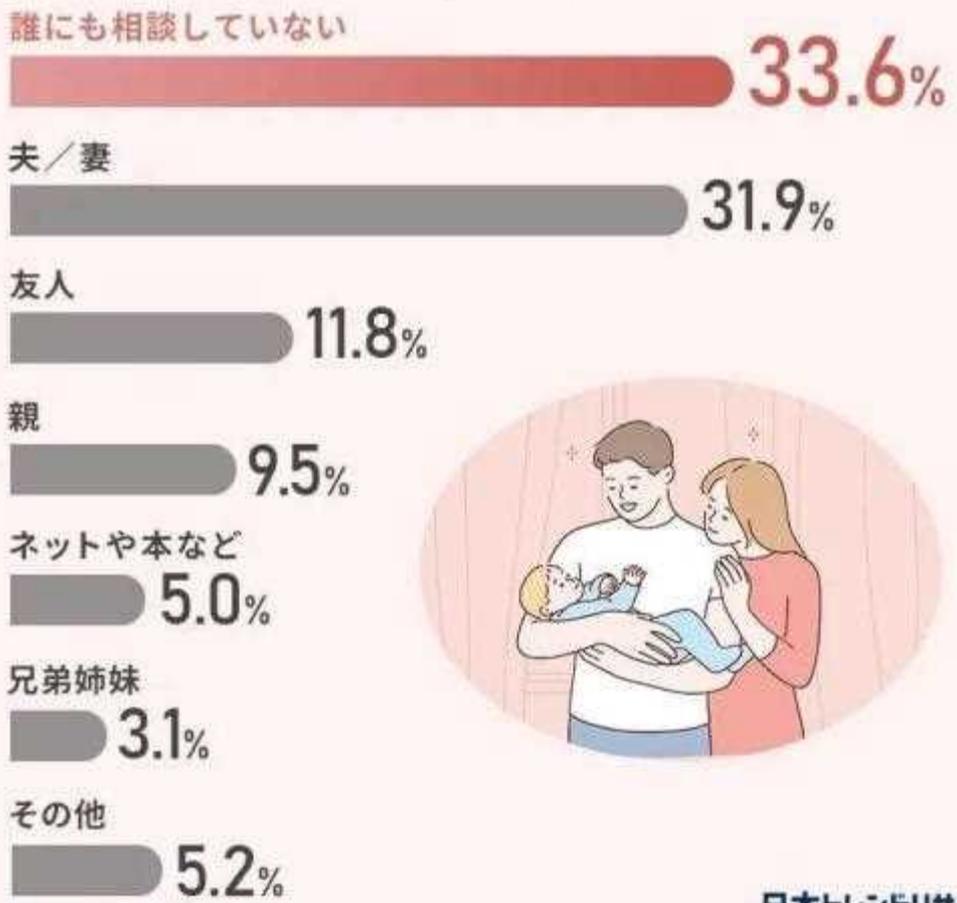
日本トレンドリサーチ



引用「日本トレンドリサーチと青山ラジュボークリニックによる調査」
・「日本トレンドリサーチ」
(<https://trend-research.jp/13956/>)
・青山ラジュボークリニック (<https://npt-info.com/>)

Q 悩んでしまった時、もっとも相談した相手は誰ですか？

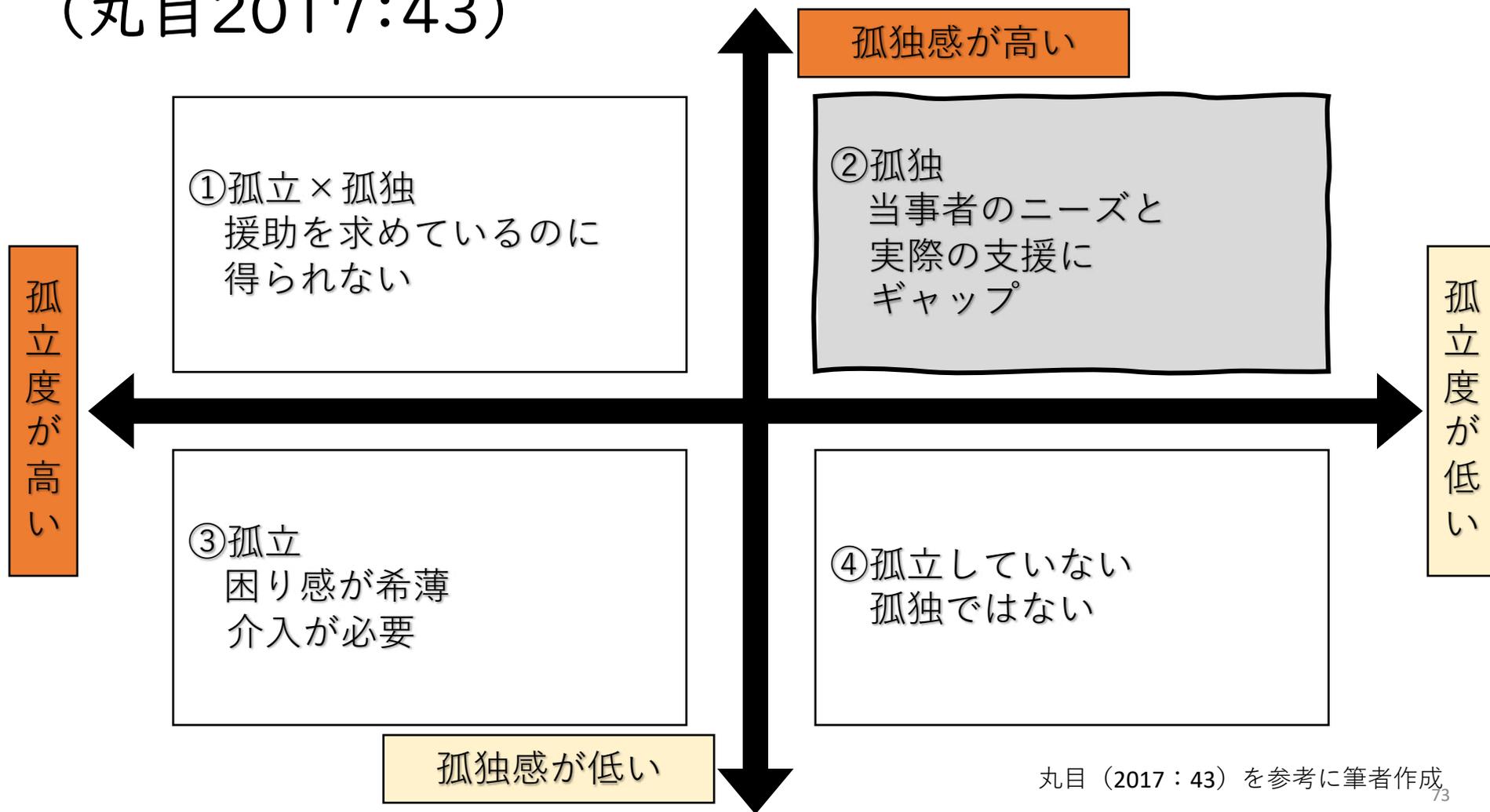
(n=655)



日本トレンドリサーチ

引用「日本トレンドリサーチと青山ラジュボークリニックによる調査」
・「日本トレンドリサーチ」
(<https://trend-research.jp/13956/>)
・青山ラジュボークリニック (<https://nipt-info.com/>)

子育て中の保護者による孤立・孤独との関係 (丸目2017:43)



子育て支援における 相談支援



相談体制の乏しさ

- 丸目（2017:41）は、子育て領域において、保護者の悩みや困りごとを共に考える存在、「相談体制」の乏しさを指摘。
- 一見すると、保健（医療）、保育、心理、教育など様々な領域における専門家が、保護者の不安や悩み、困りごとについて対応する体制が整い、充実しているように見える

相談体制の乏しさ

- 「相談は単発的なもの、1回、多くても数回のアドバイスを
得て解決することを想定しているものが多い」
- 当事者が問題を意識し、支援を求めない限りケースの
存在が把握できない可能性が高い.と指摘.
- 「高齢者分野におけるケアマネジャーのように、当事者が抱える問題に寄り添い、継続的かつケアマネジメントまで行うこと、アウトリーチ機能」の必要性を指摘.

子育て支援プラン

- 現状は、サービスの紹介やつなぎ等であって、利用調整までは行いづらい。
- 「高齢者、障がい児者福祉では、ケアプラン（サービス等利用計画など）が大きな役割を果たしている。子育て版ケアプランにあたる、子育て支援プランを作成し、それを権威づける制度的担保ができていないことが最大の理由」（柏女2020:175）

地域だからできること



あらゆるこどもを地域で暮らす1人の人として

- 子育てで困ってしまう前に、安心して子育てができる環境（**ちょっとおせっかい**）作りが、虐待を予防する取り組みとなる
- 『困っている人』だけが支援の対象ではないと捉え、すべての子育て世帯を孤独にしない関わりができるのが地域の魅力



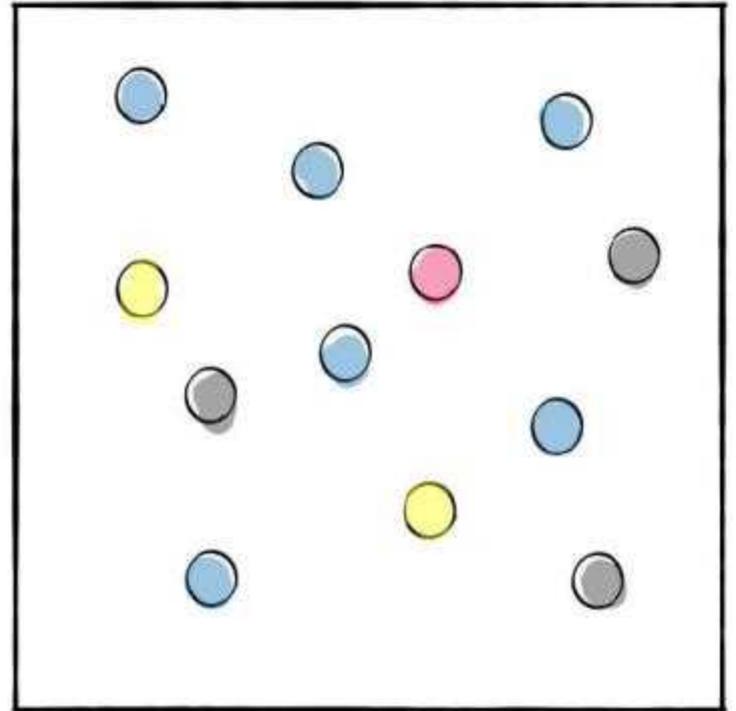
☁️ こんにちは ☁️

☀️ おはよう 🐦

☆こんばんは☆

地域の中に、支援が必要な人がいる

- 子育てに対する不安や、困難さがその家庭のキャパシティに収まっているケースもあれば、そのキャパシティからあふれかけている、すでにあふれているケースなどが、混在している。
- 専門職へ相談することは
≡うまくいっていないことを
認めることとなる。
- 制度のみで全ての対象を
フォローするのは限界がある



誰もが来ることができるからこそ

- こども食堂は、「『あなたは大変なんだね』と認定されない場所」(湯浅2019:20)として参加できる場所であることが強み
- 「“青信号”の顔をしていける場所という開放的な性質を維持しつつ、“赤信号”対応能力を高める」「“青信号”の顔をしてきた子や親が“黄信号”だとわかったとき、それに対処する方途、つなぐ先、相談先を確保しておけるのが望ましい」(湯浅2019:24)

こども食堂における調査(片山2019)

- 自由回答において、
〈ご飯をちゃんと食べてくれるコツのレクチャー〉
〈絵本の読み聞かせ, 昔遊びのレクチャー〉
に取り組んでほしいとの希望が出されていた。
- 誰もが抱えるかもしれない当たり前の悩みが, 孤独・孤立
することで, 積み重なり, 発酵し, 虐待につながっていく。
- 『大変な人』と認定されない中で,
「あ, 自分もだった・・・と思える」「なんだこうしたら良いの
か・・・」が大切

相談できる地域づくり

- 地域の人に気軽に相談できる機関や仕組みを構築することが求められる(北川2020:195)
- 地域に住む方の様々な困りごとを共有しあい、一緒に考え、必要な場合アドボカシー(代弁)できる仕組みが必要
- 地域住民が孤立しないように、専門職につなげることが出来る仕組みを構築しておくことも大切。

まちのこどものソーシャルワーク

- 「子どもを中心に、子どもがくらすまち（地域）で、子どもが抱える困難の解決に向けて取り組むソーシャルワーク実践」（幸重・村井：2018）
- 志賀も「こども食堂が人のつながりを形成し維持する役割を果たす『地域拠点』となる可能性がある」としている。
- ソーシャルワーカー（専門職）自身の居場所をどのようにして作るのか、地域の居場所事業等にどのように自然に入っていくのかも求められる。

困っている子どもと出会った時に
どうしたらいいのか



地域と専門職が知り合う

- こども食堂と専門職との勉強会
- 専門職は地域で活動をしている住民にとって、身近な相談相手となる工夫を
- 地域住民は自分たちだけで抱え込まないよう、専門職を知る機会を

2023年11月1日 北海道新聞

虐待／育児放棄／不登校…

子ども食堂でSOS察知を

札幌のNPOが勉強会

行政支援への橋渡し学ぶ

札幌の子ども食堂運営者を対象に、虐待などを覚える子どもを救える勉強会が11日、市内で始まった。道内の子どもの食堂の先駆けとして知られるNPO法人「エレス」の代表・三浦アリス（札幌）が主催し、育児放棄（ネグレクト）や不登校に悩む子から相談された時、行政の支援につなげる方法を学ぶ。関係者は「エレスはセーフティネット。エレスが提供するNPOのサインに応える準備をしてほしい」と語りかける。

「虐待に気づいた中学生から親に連絡しなくてはいけなかった。どうしますか？」市内の東区福祉センターで11日に行われた勉強会。参加者の中には道内各区の子どもの食堂運営者も。三浦アリスは「関係者は、関係や見解が異なるので、関係者同士が話し合うことが大切だ」と話す。

勉強会は子どもの未来にエレスアリス代表の三浦アリスが中心で、相談された経験を紹介し、当該を振り回す現場などについて、関係者同士が話し合う。関係者は「エレスはセーフティネット。エレスが提供するNPOのサインに応える準備をしてほしい」と語りかける。

23年度努力所で20年度の1・6倍に、現状では行政支援につなげる方法として、家庭を適切な支援などにつなげる市の「子どもコーチャーター」が重要に発行したり、エレスが学校や地域などを通じて大人に相談したりする例が示される。

子ども食堂の運営者は経験の少ない市民や高齢者も多い。三浦アリスは「悩みを打ち明けられても相談先が分からず、苦境につながらない様子をみる」と指摘。勉強会では、道内の支



（伊藤友佳子）

勉強会は来月5月まで1つの区で計4回開く。参加無料。詳細は関係者のホームページ（hires.jp）/info@hires.com/20231025へ。問い合わせは同法人、電話011-943-9433、011-943-4568へ。

実際の事例から、いかに子どもの支援につなげることができているかを話し合った勉強会

今日のまとめ

- 児童虐待はこどもへの人権侵害
- 親子分離されたこどもも、里親家庭等の地域で暮らすことになるため、被虐待児童への理解が必要
- こどもは家庭で暮らす権利を有しているため、大人はこれを実現させる必要がある
- 児童虐待に陥らないようにする、そもそもの子育て支援が重要だが、子育てに関する相談をしづらい現状
- 地域全体で子育てができるよう、親もこどもも孤立・孤独にならない仕組みが地域に必要で、そこで発見した困難を抱える人を専門職につなげる仕組みが必要

大人が何をしたてではなく
こどもがどうなのか？

